

第 3 回 臨 時 会 会 議 録

令和 3 年 7 月 14 日（水）開会

南 小 国 町 議 会

令和3年第3回南小国町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年7月14日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第53号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第4 議案第54号 令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）

日程第5 議案第55号 不動産売買契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	穴 井 則 之	2番	佐 藤 毅
3番	井 野 和 哉	4番	井 上 則 臣
5番	矢津田 道 夫	6番	下 城 孔志郎
7番	児 玉 秀次郎	8番	穴 井 千 秋
9番	森 永 一 美	10番	平 野 昭 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 河 本 孝 博 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	建 設 課 長	北 里 能 蔵
福 祉 課 長	朝 日 康 博	農 林 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） おはようございます。

本日の出席議員は１０名です。定足数に達していますので、これより令和３年第３回南小国町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（平野昭夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１番、穴井則之議員、２番、佐藤毅議員を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（平野昭夫君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日と決定をしました。

-----○-----

日程第３ 議案第５３号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（平野昭夫君） 日程第３、議案第５３号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第５３号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第５３号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日、熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のとおり変更する。

令和３年７月１４日提出、南小国町長、高橋周二。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のように変

更する。

別表第1及び別表第2表中「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本市町村総合事務組合理約の規定は、令和3年4月1日から適用する。

提案理由、熊本市町村総合事務組合理約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。熊本市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。右が変更前、左が変更後となっております。

別表第1、組合を組織する地方公共団体ということで、くまもと県北病院機構設立組合が、変更後の玉名市玉東町病院設立組合になるものでございます。

次のページをお願いいたします。別表第2、組合の共同処理する事務ということで、ここもくまもと県北病院機構設立組合が玉名市玉東町病院設立組合になるものでございます。令和3年4月1日よりくまもと県北病院機構設立組合が、玉名市玉東町病院設立組合へと名称を変更したため、改正するものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方、または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。議案第53号、熊本市町村総合事務組合理約の一部変更についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第54号 令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）

○議長（平野昭夫君） 日程第４、議案第５４号、令和３年度南小国町一般会計補正予算書（第４号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。議案第５４号、令和３年度南小国町一般会計補正予算書（第４号）について、歳入については総務課長、歳出については各課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第５４号、令和３年度南小国町一般会計補正予算書（第４号）。

次のページをお願いいたします。令和３年度南小国町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７，１０８万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６１億５，８６４万７，０００円とする。

令和３年７月１４日提出、南小国町長、高橋周二。

６ページをお願いいたします。歳入でございます。国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金、今回２２７万７，０００円を増額し、２，４７８万円とするものでございます。新型コロナワクチン接種対策費負担金でございます。

次のページをお願いいたします。県支出金、県補助金、農林水産事業費補助金、今回７５万円を増額し、１億１，７４９万７，０００円とするものでございます。内容といたしましては、がまだす里モン支援事業でございます。

次のページです。財産収入、財産売払収入、不動産売払収入、今回１７８万円を増額し、１，５１８万７，０００円とするものでございます。部分林売払収入でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回６，６２７万５，０００円を増額し、２億６，０３９万２，０００円とするものでございます。財政調整基金の予算ベースの基金残高でございます。６億３，４９６万２，４５０円となります。数字で申し上げます。６３４９６２４５０でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。総務費、総務管理費、一般管理費、今回２０万円を増額し、２億６２３万４，０００円とするものでございます。手数料といたしまして、行政不服審査に関わる意見書作成手数料でございます。

続きまして、財産管理費でございます。今回２４５万５，０００円を増額し、２億７，４８１万８，０００円とするものでございます。機器使用料といたしまして、

町有原野法面復旧作業機械使用料でございます。それと工事請負費につきましては町有地斜面災害復旧工事土留め木柵工事でございます。

続きまして、諸費、今回142万5,000円を増額し、1,137万9,000円とするものでございます。部分林地元交付金でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 11ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費、児童措置費です。今回75万円を増額し、2億2,582万5,000円とするものです。内容としましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に伴う75万円を増額でございます。前回、県の試算で基準日を令和3年3月31日時点で補正をお願いいたしましたが、令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とするということで、15名分の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 12ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費でございます。保健衛生総務費です。20万円を増額し、2億9,337万9,000円とするものです。負担金補助及び交付金でございまして、内容としましては、不妊・不育医療補助金の増額でございます。

続きまして、予防費です。266万2,000円を増額し4,745万2,000円とするものです。こちらの内容としましては、職員手当等、コロナワクチン接種に従事する職員の時間外勤務手当の増額となります。

続きまして、委託料につきましては、コロナワクチン接種における時間外休日の加算費用の増額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 13ページになります。農林水産業費、農業費、農業総務費、今回150万円を増額し、9,078万2,000円とするものです。負担金補助及び交付金ですけれども、がまだす里モン支援事業補助金としまして、当初3団体に対しての事業としていましたが、県の1次募集の際に4団体からの申請があり、1団体が予算の関係から漏れ、また2次募集に参加の意思を示している団体が2団体あることから、合計3団体に対する申請があることから、今回補正を行うことにしております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 14ページをお願いします。商工費、商工費、商工振興費です。今回4,005万4,000円を増額し、5,605万3,000円とするものです。内容としましては、需用費、役務費、負担金補助及び交付金、ともに町民向け商品券発行事業実施に伴う増額となります。需用費、消耗品費につきましては、本事業に伴う事務費等の消耗品の増額、印刷製本費につきましては、発送に伴う封筒印刷に係る印刷製本費の増額、役務費につきましては、各世帯へ発送する郵便代に伴う通信運搬費の増額、負担金補助及び交付金につきましては、町民向け商品券発行事業実施に伴います補助金の増額、併せて商工会の通常のプレミアム商品券の後期分につきまして、こちらの町民向け商品券のほうに事業変更するために補助金の減額、後期分の減額を行うものです。

続いて観光費です。今回2,100万4,000円を増額し、6,249万5,000円とするものです。内容としましては、負担金補助及び交付金、観光促進事業として、スクラッチカードキャンペーン事業及び観光プロモーション事業の実施、並びに町外向けの観光振興プレミアム付き商品券発行事業実施に伴う補助金の増額となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） はい、15ページをお願いいたします。教育費、教育総務費、事務局費です。今回補正額48万円を増額し、9,670万9,000円とするものです。内容につきましては、負担金補助及び交付金の48万円の増額となっております。内容としまして、小国高等学校への補助金の増額であります。空調機器のリース代の補助となっております、リース代の総額が約150万円となっております。負担につきまして両町、小国町と本町です。と育志会で行うこととして要望が上がっております。内訳としまして、本町が48万円、小国町が72万円、育志会のほうで30万円で計画がなされております。

次のページをお願いいたします。16ページです。教育費、保健体育費、学校給食費です。今回補正額35万2,000円を増額しまして、3,851万円とするものです。内容は、需用費の35万2,000円の増額となっております。消耗品費の増額です。学校給食センターの配送用コンテナが破損し早急に購入する必要となったため、消耗品費より備品購入への流用とすることに伴う増額となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） 14ページの商品券について1点お尋ねをいたします。こちら

の商品券、各家庭への配付ということで非常に助かる方、喜ばれる方というのは大変多いと思っております。その中で、昨日こちら商工会さんに超プレミアム商品券、令和2年11月に発行されたものの、使途、どこで使われましたかというところの調査データをいただいてきましたが、実に大手の流通企業さんですね、大手のところ2社で実に42%が使われております。こちらの今回の商品券発行の目的が家計支援であればこのままでいいと思うんですが、目的の一つに町内の域内経済を回す、経済の復活、回復をするということがあったかと思います。であれば、例えば、商品券の内の3割もしくは2割など、町内の飲食店や宿泊などでの観光用としてすることができないかなと思っただけの質問になります。そうすることで例えば、2割3割分の2,000円、3,000円の商品券がつくということであれば、町内で御飯を食べに行ってみようかというふうになるかもしれません。9月の運動会のあとには、例年お弁当でしたが、商品券もあるから町内でどこか行ってみようかというふうになるかもしれません。そういった形で町内の事業者さん、御家族でされてる事業者さんもたくさんあります。そういったところへの支援に繋がるような施策というのはとれないかなと思っただけの質問です。

お願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。御意見ありがとうございます。今おっしゃられたとおり、どうしても本町の商品券の使い道といったところを調査してみますと、やはり大手のチェーン店、そういったところに使われていることが多いかというふうに考えております。町民からの御意見の中には、小国町のスーパーで使えないのかとか、そういった御意見もありますし、JAのほうで使えないのかとかそういった御意見もあるところでございます。そういった中で、今回コロナ禍で落ち込んだ地域経済、少しでも立て直したいという思いもありながらも、今回の町民一人当たり1万円分の商品券ということで送付をさせていただくわけですが、どちらかというと家計支援といった意味合いで今回捉えているところでございます。それで、少しでも給与が下がったとか、働く時間が短くなったとかそういった方々もいるかというふうに考えておりますので、今回のこの件に関しましては、ぜひ町内の事業所、一部宿泊や飲食に回すというのも一つの考え方なのかもしれませんけれども、今のところは商工会加盟店、または観光協会加盟店、そして、御指摘が以前会議を行ったときにございましたので、それ以外、どこにも所属されていないところにもお声かけをしながら、希望があったところに関しては、全ての事業所で使えるような形でさせていただければというふうに考えているところでございますので、後々はそういった宿泊とか飲食とかそういったところが、更に厳しいということになればそういった

ところも考えなくてはいけないのかなというふうに現在感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） はい。ありがとうございます。町長がおっしゃっていることもとても理解できているつもりですけれども、やはりせっかく予算をかけて全町民に向けて配付をされるのであれば、1万円のうち2,000円分だけでも飲食、宿泊にすることで、域内の経済が回るというふうに考えております。そうすることで、本町の事業者さん、飲食店や宿泊の施設などでは、町内の農家さんから直接仕入れられたりとか、町内のきよらカアサ物産館で購入されたりというところもありますので、直接的な支援にはならなくても、間接的な支援に繋がると思っております。今回は厳しいということですが、もう一度考えていただければなというのを願っているところです。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 御意見ありがとうございます。ほんとにおっしゃっていることは私も十分わかりますし、事業所の立場からいえば宿泊業、飲食業といったところは大変厳しい状況でございますので、少しでもその支援になればというふうに考えております。同時にそれ以外の部分でも、小売業といったところも町内の大手チェーン以外の小売業ということも厳しいんじゃないかなというふうに考えておりますので、そういったところでも少しでも使っていただければというふうに考えております。9番議員さんがおっしゃっていることは、私も十分理解をしておりますので、今回はどちらかといえば、家庭の経済的な支援といったところに重点を置いたような形であるというふうに私は認識をしておりますので、今回に関しては、こういった形で全ての事業者さんの方で使えるような形を取らせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） はい。関連して併せて聞きたいんですけども、事業の実施開始予定がいつからで、期間がいつまでを予定しているのか。そこを1点お願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。こちらのほうにつきましては、全町民への配付ということになりますので、準備期間も含めて、どうしても一定期間いただかないと、各家庭への配付が整わないということでございますので、今のところ予定としましては、9月1日を目途として、そちらの基準日を設けまして、9月1日から

の利用開始ができるような形で、今準備を進めているところでありますけれども、状況によっては若干後ろ倒しになる場合もありますけれども、9月当初を目途にということで今取り組んでいるところです。後ろの期間としましては、どうしても年度内に完了する必要がございますので、今のところ利用期限は1月いっぱい。来年の1月いっぱいまでというところを計画しております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 商品券のことについてお伺いしたいと思いますけど、先だつての説明会においては、1セット3,000円で9,000円分の商品券を配るということで説明をいただきまして、その時議員の中から、個人個人1万円分を配るという状況の方がいいのではないかとということで話が出ましたが、それは3倍返しの商品券とはまた変わったわけですね。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい、ちょっと御説明が足りなかった部分があるかもしれませんが、この前の意見交換会の中で、3倍返しよりも少しでも3,000円でさえもやはり支出するのが厳しいという方もいらっしゃるのではないかとという御意見もございましたので、今回に関しては、町民一人当たり1万円といったような商品券を送付するというような事業で提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） はい。1万円分の商品券を配るということで、地元しか使えない商品券であるということは間違いなさだと思いますけど、家計支援のために使うことを重きに置くと言われましたけど、町内事業者の経済活性化を図る部分もちろん出てくるかと思いますが、家計支援だけを考えたときに、町の使用料ですよね、水道料とか下水道とか税金を含めて、そういった類いのものはその商品券で使えるのでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい、そちらの使用料に関しては、この券では使えないような状況でございまして、将来的にはそういったところも負担できるような、支払いができるような形にはしなければならないのではないかとというふうに私も考えております。それは家計支援というところに重きを置くのであれば、そういった意味でそういった御意見は賜りながら、今回は使えないんですけど、将来的にはそういったところでも家計支援で発行するといった場合には、使用できるような形は考えてい

く必要があろうかというふうに考えております。

あと1点。ちょっと補足的な説明になりますけれども、町内の全ての事業者だけではなくて、説明会の時にも御説明させていただきましたが、タクシーだったりとか医療機関だったりとか調剤薬局、そういったところでも使えるということで御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、ほかに質疑はありませんか。6番、下城孔志郎議員。

○6番（下城孔志郎君） 一つ要望であります。その商品券を送付するにあたって、町内で使えるところの一覧表。実はこういう事例があったんです。まいたけのセンターやっておりますけれども、あるところで、前あった観光商品券というのでお支払いをいただいた方がいらっしゃったんです。これ換金しようとしたら、きのこセンターは観光協会に入っていないから、きのこセンターが入るような場所ではないからですね、そういうことは思いもよらなかったんですが、入っていないから結局この商品券は換金できませんというふうに言われたんです。

結局、大したことがないにしても3,000円くらいだったんですけれども、3,000円とはいえ、たかが3,000円、されど3,000円みたいなところがあって、「えっ」というようなことで、そのまま、結局お支払いいただいた方に、「これ使えませんから返します」というわけにもいかず、そのままうちのほうで、そのままどこにやったかわかりませんけれども、その商品券はですね。そうだったんです。それは1事例であって、その使えるところの一覧表をその商品券の中に一緒に同封して送ってもらえばありがたいなというふうに思いますので、要望です。よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい、今回の商品券につきましては、各世帯に送付時に利用できる事業者一覧を同封しまして、各世帯に配付する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、ほかに質疑ありませんか。3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） すみません、商品券の確認ですが、今回この町民向け商品券を発行するというので、後期の商工会のプレミアム商品券は発行しないということによろしいでしょうか。

もう1点。例年、町内の還暦の方々が後期の商品券を利用して、同窓会をされてこられたという経緯がありますが、今回こういった形で町民一人当たり商品券を配付して、商工会のプレミアムの商品券は発行しないという形によろしいのか、も

う1点は、その町民向けの発行する商品券の対象者の基準日はいつなのかをお聞かせいただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい、3番議員の御質問のとおり、今回予算でも計上しておりますとおり、今回の町民向けの一人当たりの商品券発行に伴いまして、商工会が通常行っておりますプレミアム商品券の発行事業で、後期分がまだ発行していませんけれども、この後期分を取り止めまして、こちらのほうの一人当たりの商品券という形で新たに発行事業を行うという形なので、後期分の商工会のプレミアム商品券の発行はないというところでございます。

基準日につきましては、発行は9月の頭を想定しておりますので、8月末時点での住民基本台帳に掲載されている住民を対象という形で、準備を進めていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） はい。大変ですね、経済効果ということで商品券ということ、町民みんなに発行ということでありますが、これも一番最初の商品券を買う、買いきらないという方がいるということでもあった中で、全体に配付するということに今回なったんですけど、山間部の高齢者はですね、今現在、移動販売で巡回していますが、移動販売車にも商品券は使われるということでもいいんですか。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 一応、観光協会にSMO加入しておりますので、利用可能であるというふうに考えております。

○議長（平野昭夫君） 5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） さっき言った名簿をつけるということでしたので、その中に移動販売車というあれも書いてもらえると、町民の方はわかるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 一覧表作成の際にはSMOとか、きよらかアサだけではなくて、移動販売車もわかるような形で表記を考えたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） はい。商品券ではなくて、10ページの町有地の斜面災害復旧工事が上がっていますけど、町有地どこの場所で行うのでしょうか。それを教えて

いただきたいのと、もう1点、12ページで予防接種の委託料が出ております。ワクチン接種、非常に町民課主導のもとスムーズに進んでいるということで、町民の方からも非常に好評をいただいて、安心してワクチン接種がされていますということで伺っていますが、この委託料が加算費用ということでしたけれども、どちらのほうの公立病院に委託してあるのか、それともコールセンターの委託料なのか、そこを教えてくださいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 場所につきましては、白川のほうになります。白川の大市館という旅館がございますけれども、その裏でございます。白川部落牧野組合が管理しているものでございます。

以上です

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 12ページの委託料でございます。実際、接種のほうは小国公立病院さんに委託している分です。休日のほうが当初1クール分、2日間予定されていたんですが、接種希望者の方が多くなってきているというところで、8月にもう1クール、土曜日の接種を追加でお願いしております。休日と時間外につきましては、接種に対して一人当たり、2,130円の休日加算のほうがつきますので、そちらの分でこの委託料が増額となっております。接種委託料の増額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方、または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第54号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案どおり可決をされました。

-----○-----

日程第5 議案第55号 不動産売買契約の締結について

○議長（平野昭夫君） 日程第5、議案第55号、不動産売買契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第55号、不動産売買契約の締結については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第55号、不動産売買契約の締結について。上記の議案を提出する。

令和3年7月14日提出、南小国町長、高橋周二。

コンパクトシティ構想における用地購入のため、次の不動産売買契約を締結する。

（1）契約の目的、コンパクトシティ構想における用地購入。

（2）契約金額、8,591万円也。

（3）契約の相手方、阿蘇市一の宮町宮地387番地5、阿蘇農業協同組合代表理事組合長、原山寅雄。

提案理由、地方自治法第96条第1項第8号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。不動産売買仮契約書を添付しております。売買物件として、第2条、阿蘇郡南小国町大字赤馬場字東市原1904-6、宅地106.13㎡他4筆でございます。売買代金といたしまして、第3条、売買代金は金2,574万円とする。また、別途解体費用として乙は甲に6,017万円を支払うものとする。第4条、売買物件の引き渡し及び代金支払い、登記。第4条、甲から乙に対する売買物件の引き渡しは、令和4年2月28日までに既存する建物を全て解体し、乙が現地にて確認を行い了承したあとに土地を引き渡すものとする。2項、土地の引き渡し後、令和4年3月31日までに、乙は甲に対し前条の売買代金を支払うものとする。ほかの条文等については省略をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） この契約の中にはうたっておりませんが、コインランドリー

を管理センターの駐車場のところにもっていくという話がありましたけど、それはそうするのでしょうか。実は組合長と会う機会がありまして、ちょっと話をしたら、コインランドリーの件に関しては、まだはっきり決まってないと。どういうことかという、組合員の使用率があまりにも低すぎて、町民向けのコインランドリーだというような話が農協内であがつとるようでございます。その意味も踏まえてどうなるのかわからないというような話を聞いたもんですから、ここでちょっとわかる方が、話に行こうっちゃ言ってもおりましたので、話に行ったかなとは思いますが、その点についてお伺いしたいと思います

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 農協と話をしまして、農協跡地購入に伴う確認事項というのを令和3年5月26日に締結しておりますけれども、その締結する際に、乾燥機と精米機等については、農協としても管理センターの用地辺りに移転をしたいというふうには話しておりました。場所等についても大体、農協と立ち合いをして乾燥機と精米機の場所でも大体このくらいの面積がいるということを聞いておりますので、それでこちらとしてもこの契約が議決をいただいたあとに、着々とそれを進めようとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 3月の時点でそういう話を決められたということですが、私が聞いたのは7月に入ってからの話でございますので、再確認をされたほうがいいんじゃないかというふうに思いますけど、その点はよろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） はい、確認事項については3月じゃなくして5月26日でございまして、今議員がおっしゃったように7月にそういう話になっていけば、またこの後、農協のほうと確認したいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑はありませんか。4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） この土地の中に水路と里道があったと思いますけど、この廃止と、当然これは国の資産ですから、国から廃止したら買い取るようになるかと思っています。それはどちらの行為になるのでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 水路と里道がございまして、これにつきましては、町から町のほうに払い下げを受けようと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） はい、あれは町有地なんですか、国有地じゃなくて。水路と里道は。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 平成17年だったと思いますけど、国のほうから移譲を受け取りまして、現在は町が管理している土地になります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 確か財務局との買い取りだったと思うんですよね。国有地は。それは町のほうに移っているんですか。初めてそれ、今までさんざん国のほうの財務局とのやり取りさせられましたので。わかりました、了解です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） はい、すみません。解体の時に国からの補助、たぶんアスベスト処理費用だと思うんですけど、これ補助が出るであろうという何らかの根拠というか、そういうのがありますか。逆にいくらぐらい出そうだとか、そういうのがわかっているのか、ちょっと教えていただければ。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 申し訳ございません。解体についてアスベストに対する補助金が出るということで話はございますけど、それについてはまだどのくらいの面積とか、実際農協の解体部分をこちらが把握しておりませんので、金額等はわかりませんが、国県補助金と町も出すようになるんですけれども、町のほうに申請が出てきて、多分建設課のほうが対応となりますけれども、町のほうに申請が上がってからでないといちょっとわかりませんので、申し訳ございません。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方、または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第 55 号、不動産売買契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案どおり可決をされました。

お諮りします。

会議規則第 45 条の規定により、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。

したがって、この事案につきましては議長に委任することに決定をしました。

本日の日程はすべて終了しました。

これで令和 3 年第 3 回南小国町議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前 10 時 51 分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 1 番

会議録署名議員 2 番

会議録調製者 河 本 孝 博

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第53号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	7月14日	原案可決
議案第54号	令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）	7月14日	原案可決
議案第55号	不動産売買契約の締結について	7月14日	原案可決

南小国町議会会議録
令和３年第３回臨時会

令和３年７月発行

発行人 南小国町議会議長 平野 昭 夫
編集人 南小国町議会事務局長 河 本 孝 博
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場
143番地
電 話 (0967) 42-1111